

【解題】

マヌエル・デ・サー『諸神学者の著作から抜粋した

聴罪司祭のための倫理提要』（長崎、一六〇三年）

浅見 雅一

一、はじめに

キリシタン時代の日本においては、イエズス会士達によって良心問題決疑論が議論されてきた¹。良心問題とは、倫理に関する具体的問題というべきものである。それは個人の社会における行為の是非を問う個別の問題となる。カトリック教会においては、悔悛の秘蹟に際して、聴罪司祭が事例ごとに解決策を示した良心問題の手引書または事例集を手許に置いて使用していた。イエズス会は、悔悛の秘蹟において利用するために、役務を担う司祭がゆるしを留保すべき事例や譴責を与えるべき事例を示した良心問題の手引書を使用することを認めていた。そのうえ、聖職者養成のための教育課程においても良心問題決疑論を教授することを規定していた。良心問題の手引書については、イベリア半島において通用していたスペイン出身のマルティン・デ・アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』が日本においても使用されていた。

日本の良心問題は、ヨーロッパにおいて作成された良心問題の手引書または事例集の枠組みには当てはまらない事例が多く見られた。そこで、そうしたものに対応するために一五七〇年にゴアのコレジオ院長フランシスコ・ロドリゲスが日本の良心問題の事例集を作成し、イエズス会巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノが日本

の良心問題をヨーロッパの諸大学に諮問した。一五九二年のヴァリニャーノの諮問にはヨーロッパとは異なる基準の適用が促されたが、その一方で、日本においてアスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』（加津佐、一五九一年）が印刷され、一七世紀に入ってから、ポルトガル出身のイエズス会士マヌエル・デ・サーの『聴罪司祭のための倫理提要』（長崎、一六〇三年）が印刷された。サーの著作はヨーロッパにおいて印刷された複数のラテン語版が現存しているが、一六〇三年刊の長崎版は中国国家図書館の所蔵本が孤本である²。

アスピルクエタの良心問題の手引書のみならず、サーの改訂版までもが日本において印刷されたことは、ヨーロッパの良心問題決疑論が日本において踏襲されていたことを意味する。同書の長崎版については、イエズス会の高祖敏明神父の詳細かつ的確な解説があるが、以下そこで触れられていない事項を交えつつ纏めてみたい。

二、良心問題の手引書

マヌエル・デ・サーの『聴罪司祭のための倫理提要』を取り上げる前に、同書を作成する際に基となったマルティン・デ・アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』の概略について見ていく。

アスピルクエタは、一四九三年、ナバール王国のバラソアインに生まれた。一四九一年または九二生まれという説もある。ナバール王国の出身ということで、当時、「ナバール博士」とも呼ばれていた。そのことから、主著『聴罪司祭と悔悛者の手引書』は、「ナバールの手引書」として知られている。一五〇八年から一二年までアルカラ大学に学び、一八年にはトゥールーズ大学から教会法の博士学位を

受けている。一五二四年にサラマンカ大学の教会法の教授に就任している。その後、コインブラ大学教授、さらに同大学総長を務めている。また、彼はフランシスコ・ザビエルの母方の大叔父にあたる。そのため、彼は、ザビエルがイエズス会に参加する前後には書翰のやり取りをしている。当初、彼はザビエルがイエズス会に参加することには反対していたが、やがて理解を示している。ザビエルの家では、ザビエルが大叔父のような高位聖職者になることを期待していたのである。その後、彼はコインブラ大学に移籍したが、その頃に『聴罪司祭と悔悛者の手引書』を出版した。当時、彼は聖俗双方の法律に精通した法律家としてその名を知られていた。一五六〇年、ローマ教皇庁の法律顧問に抜擢され、六七年以降はローマに拠点を移した。一五九六年、ローマにおいて没している。

アスピルクエタの名著『聴罪司祭と悔悛者の手引書』は、一五四九年にコインブラにおいてポルトガル語の初版が出版されたことが確認されている⁵。一五五二年に同じくコインブラにおいてポルトガル語版が出版されており、それ以後は諸国語による多数の版が重ねられている。一五五四年にメディナ・デル・カンポにおいてスペイン語版の初版が出版された。続いて、一五五六年にサラマンカにおいてスペイン語版⁶、翌五七年には同地においてラテン語版が出版された。後には翻訳版としてのイタリア語版も出版されている。アスピルクエタは、同書には著者ではなく校訂者として氏名が記されているに過ぎないが、通常は同書の著者と見なされている。同書は、良心問題の決疑論を扱った優れた手引書または事例集として、スペインとポルトガルを中心にカトリック教会において広く流布していた。同書の重版と翻訳の多さがそのことを端的に物語っている。イエズス会においては、著者がイエズス会と深い関係のある人物で

あったこともあり、同書は良心問題の手引書として重用されていた。なお、同書の内容は、初版および再版の刊行時に有効であった第五ラテラノ公会議の教令の枠組みにおいて議論されている。

十戒はアスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』に見られるように、カトリック教会における良心問題決疑論の基準とされた。十戒においては、命令形式が採られているが、肯定命令よりは否定命令が多い。つまり、十戒は、禁止原則を優先しているのである。十戒は、否定命令によって行為に対する倫理の範囲を規定する面が強い。十戒は倫理の範囲を提示してはいるが、能動的倫理基準としては成立し得ないと考えられている。それ故、良心問題決疑論を確立するためには十戒を基準とするだけでは十分ではないのである。

イエズス会の教育機関においては、良心問題決疑論を教授するために、アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』が教材として使用されていた。一五世紀から複数の良心問題の手引書が存在していたが、同書は従前の手引書よりも詳細で有用なものと見なされ、決疑論の基準となる手引書として広く受け入れられた。イエズス会では、ヨーロッパのみならず、布教地であるインドや日本においても同書を「ナバーロの手引書」と呼んで広く使用していた⁸。

一五九五年九月三日付、ラホール発、マヌエル・ピニエイロの総長補佐ジョアン・アルヴァレスの書翰には、イエズス会が同地において所持している書籍として、聖書、コンコルダンス、トマスの『神学大全』と『対異教徒大全』の他に、シルヴェストレ、ナバーロ、そしてカイエターノ（枢機卿トマス・デ・ヴィオ）による『神学大全』の註釈書が挙げられている。同書はイベリア半島においては従来の良心問題の手引書よりも広く利用されていたが、その傾向はイエズス会に留まらず、スペイン系托鉢修道会も同書を使用していた

ようである。アスピルクエタは、教会法学者として当時から著名な人物であったが、教会における経済倫理に関する業績によっても知られている。彼は、トマス・アクィナスの見解を基礎として、ウスラと呼ばれる高利の徴収に対する是非をめぐる著作や論文を作成している。『聴罪司祭と悔悛者の手引書』の複数の版には、巻末に高利の徴収など経済倫理に関する論文が収録されている。

アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』（天草、一五九七年）は、日本のコレジオにおいてラテン語で印刷されたキリシタン版である。ヨーロッパの版と同じく千頁を超えるラテン語の大著が日本においても印刷されていたのである。同版からは日本においてもアスピルクエタの手引書がヨーロッパと同形式で印刷され、悔悛の秘蹟において使用されていたことが分かる。同版はマニラの聖トマス大学図書館の所蔵本が、現存する孤本である¹⁰。

アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』はヨーロッパにおいて重版され、翻訳が作成されただけでなく、複数の改訂版が出版されている。同書はイエズス会が重視していただけに、同会の神学者が改訂版を作成している。マヌエル・デ・サーの『聴罪司祭のための倫理提要』もそのひとつであるが、この他に、スペイン出身のイエズス会の神学者エステバン・デ・アビラ（一五四九～一六〇一）が編集し、彼の没後の一六〇九年に出版された『ナバール博士の手引書の要約』がある¹¹。アビラは、一五四九年にスペインのアビラに生まれ、六九年にイエズス会に入会した。ペルーのリマにおいて神学を教授し、一六〇一年に同地において没した¹²。「アビラの要約」とは、アビラがアスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』を大幅に要約したうえで、項目をアルファベット順に配列して辞書形式に編集し直したものである。同書は、文字通りの掌

中版として簡便に利用できるように製本されている。その内容はトリエント公会議による教会法の枠組みに対応すべくアスピルクエタの内容に改訂がなされている。項目をアルファベット順に配列した辞書形式を採るのは『伝シルヴェストレの大全の大全』¹³と同様であるが、シルヴェストレの著作は大部なものであるうえに良心問題の事例集または手引書ではなく神学書に数えられており、悔悛の秘蹟において利用できるほど簡便なものではない。日本においてイエズス会が使用していた聴罪司祭のための手引書は、アビラなどが改訂したものを含めてナバールの著作が主流であったと考えられる。

アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』は悔悛の秘蹟における手引書の役割を果たしていたが、ヨーロッパから遠隔の布教地であるインドや日本においては、ヨーロッパの原則をそのまま適用することが困難な事例が少なくなかった。それ故、日本においては、異教世界である日本向けの良心問題決疑論が新たに作成される必要性が生じたのである。こうしてヨーロッパの事例集から逸脱した部分に関して、日本独自の基準による事例集が作成されることになった。ゴアのコレジオ院長フランシスコ・ロドリゲスや巡察師アレックスandro・ヴァリニャーノは、日本向けの良心問題の事例集を作成しようとした¹⁴。それらが日本人キリシタンを対象とする悔悛の秘蹟において利用されたのである。

三、マヌエル・デ・サーの手引書

以下、ポルトガル出身のイエズス会士マヌエル・デ・サー著『諸神学者の著作から抜粋した聴罪司祭のための倫理原則』を中心に見ていきたい。同書を『聴罪司祭のための倫理提要』と呼ぶことにす

る。¹⁵ アスピルクエタが『聴罪司祭と悔悛者の手引書』の校訂者とされているのに対して、サーは『聴罪司祭のための倫理提要』の著者とされている。当時の良心問題の手引書の主流がアスピルクエタの手引書であり、イエズス会が同書を尊重していたことを考慮するならば、両著が互いに異なる基準を持つことは適当ではないので、サーの『聴罪司祭のための倫理提要』はアスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』の改訂版と見なすことができる。

サーは、一五三〇年にポルトガルのヴィーリャ・ド・コンデに生まれた。一五四五年にイエズス会に入会後、コインブラ大学などにおいて教鞭を執った。後にイエズス会総長に就任したガンディア侯爵フランシスコ・ボルジャに師事したこともある。その後、ローマに移住し、一五七二年までコレジオ・ロマーノの教授を務めた。

一五九六年、イタリアのアローナに没した。¹⁶ サーは、ヨーロッパにおいて活動していたので来日経験はなく、日本布教と直接の関係はない。サーはコレジオ・ロマーノの教授として、アスピルクエタはローマ教皇庁の法律顧問として、一五六七年から七二年までの期間、ローマに居住していたので相互に面識があった可能性がある。

サーの著作としては以下があり、いずれもラテン語で執筆されている。初版の出版年、出版地とともに記載する。

①エマヌエレ・サー『諸神学者の著作から抜粋した聴罪司祭のための倫理原則』(ヴェネチア、一五九五年)

Emanuelle Sa. *Aphorismi Confessariorum ex Doctorum sententis collecti*. Venecia, 1595.

②エマヌエレ・サー『四福音書講義』(アントワープ、一五九六年)
Emanuelle Sa. *Scholae in Quatuor Evangelia*. Ambers, 1596.

③エマヌエレ・サー『聖書の全註解』(アントワープ、一五九八年)

Emanuelle Sa. *Notationes in totam Scripturam Sacram*. Antwerp, 1598.

右記の『四福音書講義』および『聖書の全註解』の二著作は、書名の通り、聖書に関するものである。サーは、コレジオ・ロマーノにおいて聖書を教授しており、イエズス会における聖書学者として知られていた。『四福音書講義』は、一六〇二年に初版と同じくアントワープから再版されている。『四福音書講義』および『聖書の全註解』はいずれも大著と言えるものである。これら二著作の初版が、サーが居住していたイタリアではなくアントワープから、彼が没する前後に出版されたことになる。『聖書の全註解』はサーの没後に初版が出版されており、彼の遺作となっている。同書は中国国家図書館「北堂文庫」に二部が所蔵されている。

『聴罪司祭のための倫理提要』はラテン語で記された良心問題の手引書である。同書は頁数もさることながら版型も小さな著作である。しかし、サーが著名になったのは聖書に関する研究や註釈ではなく、この小品の故であった。同書には一六〇三(慶長八)年に長崎のコレジオにおいて印刷されたキリシタン版が存在する。¹⁷ この長崎版は当時長崎に駐在していた日本司教ルイス・デ・セルケイラが印刷を主導したと考えられる。同書の諸版は掌中版と呼ぶべき小型の版型であるが、長崎版もその例外ではない。現在、北京の中国国家図書館の善本室には、北京の旧北堂図書館(北堂文庫)所蔵書籍として長崎版が所蔵されている。同本が現存する同書の唯一のキリシタン版である。一九三五年に当時天津にいたイエズス会のアンリ・ベルナール神父が北京の北堂図書館を調査し、同版の存在を確認している。¹⁸ 翌三六年に上智大学において教鞭を執っていたイエズス会のヨハネス・ラウレス神父が北京の北堂図書館に赴き、帰国後その

内容を日本に紹介した。¹⁹ 一九四九年に中国布教に携わっていたラザリスト会（遣使会）が北堂図書館所蔵の洋書目録を出版しており、そこに同版は示されている。²⁰ その後、「北堂文庫」の洋書は一括して当時の北京図書館（現、中国国家図書館）に移管され、現在は中国国家図書館の所蔵となっている。

サアの『聴罪司祭のための倫理提要』は、彼の最晩年の一五九五年にヴェネチアにおいてラテン語で初版が出版されたが、高祖敏明神父は、サア自身は同書が出版されたことを承諾していなかったと指摘している。²² サアの没後にドミニコ会士ドミンゴ・バニエス（一五二八―一六〇四）からの告発を受けて、異端審問所が同書を禁書とする裁定を下したようである。バニエスは、サラマンカ大学の教授を務めた神学者であり、いわゆるサラマンカ学派のひとりと見なされている。高祖神父は、ヨーロッパにおいて禁書とされたことを受けてマカオにおいて同書が破棄されたので、それ以前に送付された北京にしか同書が伝存しなかったと推測している。²³

一六二七年にローマ教皇ウルバヌス八世が刊行したカトリック教会『禁書目録』には、サアの著作について次のように記されている。

エマヌエレ・サア『提要』。リヨン、一六一一年、禁書解除。
二（第二版カ）、ローマにおいてイエズス会総長の命令による。²⁴

やや理解困難な記載ではあるが、第二版がイエズス会総長の命令によって出版されたところのは、初版に改訂が施された結果、出版が許可されたということであろうか。ただし、実際には一六〇八年にケレンから、翌〇九年にはリヨン、パリ、イタリアから改訂版が出版されている。リヨン版にしても、一六一一年版は確認できず、

むしろ前年の一六一〇年版が存在する。それ故、この記載は実態には合致していないと言えよう。

一六八三年にローマ教皇イノケンティウス一世が刊行した『禁書目録』には、サアの著作について「それ（一六〇二年）以降はイエズス会総長の命令によって編集され、ローマにおいて出版することが許可された。」²⁵とあり、同書が禁書に指定された年代は明示されていない。時代は下るが、一七五八年に教皇ベネディクト一四世が刊行した『禁書目録』には、類似の記載の後に「一六〇三年八月七日の教令」²⁶とあるので、この時点で禁書に指定されたようである。

長崎版は同版の冒頭の記載によれば、一五九七年にアントワープにおいて検閲を受け、一六〇〇年に追認され、一六〇三年（月日不詳）に日本司教セルケイラの許可を得て出版された。禁書指定の情報が同年中に長崎に届くことはあり得ないので、長崎版も禁書に該当するはずである。ところが、同書はその後の改訂によって禁書処分が解除されたようである。²⁷ 試みに、一六一〇年刊のリヨン版を見ると、同版は改訂新版となっている。ところが、同版を禁書指定前の版と比較しても、実際に何が改訂されたのかは判然としない。改訂新版と記載されているとはいえ、それ以前の版と基本的に内容の変化はないので、何をもって禁書とされたのかは不明である。

以上から次のように推測できる。同書はカトリック教会から承認されたとはいえ、当初から内容に問題があると見られていた。一六〇二年頃に告発を受けて翌〇三年八月七日に禁書に指定されたが、理由が判然としないことから一部では出版が継続していた。そのため、一六一一年に現況を追認する形で禁書指定が解除された。アントニオ・パラウ・イ・ドウルセツト氏の『イスパノ・アメリカの書誌の手引書』には、サアの『聴罪司祭のための倫理提要』は

改訂前に一一種類、改訂新版には二一種類があるとされ、初版が一五九二年刊のヴェネチア版とされている。²⁸ただし、一五九五年刊のヴェネチア版は掲載されていないので、初版の刊行年は誤記であると推測される。また、イエズス会のカルロ・ゾンマーフォーゲル神父の『イエズス会図書館』には、改訂前に六種類、改訂新版は四種類とされ、改訂後には第三版が出版されたことが記載されている。²⁹なお、両書誌ともに同書が改訂された理由についての説明はなく、一六〇三年刊の長崎版については記載されていない。

現在、サーの『聴罪司祭のための倫理提要』のラテン語版は以下が確認できる。

- 一五九五年、ヴェネチア（初版）
- 一五九七年、リヨン（中国国家図書館所蔵「北堂文庫」）
- 一五九八年、アントワープ
- 一五九九年、アントワープ、ケルン、トレヴィーゾ（イタリア）
- 一六〇〇年、マドリッド（長崎版の底本）、ケルン、パリ、トレヴィーゾ
- 一六〇一年、マドリッド、バルセロナ、パリ
- 一六〇二年、リヨン、ヴェネチア、ケルン
- 一六〇三年、長崎（「北堂文庫」）、パリ、ケルン
- 一六〇八年、ケルン
- 一六〇九年、リヨン、パリ、イタリア（地名不詳）
- 一六一〇年、リヨン、ケルン、ドイツ（地名不詳）
- 一六一二年、リヨン、ケルン
- 一六一四年、アントワープ
- 一六一五年、ドゥエー（フランス）、ケルン
- 一六一六年、ローマ

- 一六一八年、リヨン、アントワープ、ドゥエー
- 一六二〇年、リヨン
- 一六二一年、リヨン、ケルン
- 一六二二年、リヨン、アントワープ
- 一六二三年、ドゥエー
- 一六二四年、リヨン
- 一六三一年、リヨン
- 一六三二年、リヨン、ドゥエー
- 一六三三年、ローマ、ドゥエー
- 一六六九年、リヨン
- 一七六九年、リヨン

以上、サーの『聴罪司祭のための倫理提要』には、少なくとも四九種類の版が存在すると考えられる。³⁰同書はヨーロッパを中心に版を重ねており、ラテン語版から翻訳されたフランス語版が一六〇一年と一六〇三年にパリから、一六二七年にリヨンから出版された。³¹この内、一六〇三年刊のパリ版は『イエズス会図書館』によれば改訂版であるとされている。一七六九年刊のリヨン版を最後にその後は印刷されていないようである。

サーは、一五九六年に初版の出版地であるヴェネチアにおいて没しているの、初版の出版には時期的に関与できたはずであるが、既述の通り、サー本人は出版を承諾していなかったらしい。出版地はリヨンが最多であると思われる、半世紀以上にわたって、イタリア、フランス、ベルギー、スペイン、ドイツ、日本において印刷されている。同書の形式としては事項がアルファベット順に配列されていることが挙げられるが、これは良心問題の手引書としてはエステバン・デ・アビラの著作と同じである。アビラの著作とサーの著作は

いずれも掌中版とも言うべき小型の書籍であり、位置づけが近いと考えられる。

四、手引書の論点

以下、サーの手引書の論点について見ていきたい。

『聴罪司祭のための倫理提要』の特徴としては、「婚姻」項目が比較的充実していることが挙げられる。アビラの著作にも、「婚姻」項目は見られるが、それほど詳細に説明されているわけではない。アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』においては、婚姻について十戒における姦淫の禁止と秘蹟における婚姻項目に説明が見られるが、婚姻の実際の問題としては記述されていない。³²

サーの『聴罪司祭のための倫理提要』について、高祖敏明神父は、一六〇三年刊の長崎版が冒頭の記述から一六〇〇年刊のマドリード版を底本にしていることを指摘している。³³ 実際に長崎版が一六〇〇年刊のマドリード版を底本としていることが同書冒頭の日本司教の許可状に示されている。³⁴ 当該の一六〇〇年刊のマドリード版はスペイン国立図書館に所蔵が確認されている。³⁵ 一六〇〇年四月一四日にアンドレアス・メシアの検閲を受け、五月一二日に印刷許可が与えられ、最終的に六月二六日にペドロ・サバータ・デル・マルモールの裁可が与えられたとある。長崎版は一六〇〇年刊のマドリード版を底本としているとしても、活字の組み方は同じではない。

試みに、初期の版に数えられる一五九九年刊のアントワープ版³⁶と一六〇三年刊の長崎版を比較するならば、項目の採用方法に若干の違いがあるとはいえ、基本的に本文の内容は同一である。このことから、日本においてヨーロッパ刊の書籍を印刷する際、イエズス会

は、日本独自のものを作成して印刷するのではなく、基本的にはヨーロッパ版と同一のものを印刷することを想定していたと考えられる。両者の形式面の相違は、長崎版においては頁数ではなく葉数が示されていることくらいである。両版の最大の相違点は、アントワープ版には論拠となる教父や神学者達の著作名と当該箇所が本文中にイタリック体で組み込まれているのに対して、長崎版にはそうした論拠がほぼ省略されていることである。ただし、長崎版には論拠が省略されていない箇所もあるので、あえて特徴を説明するならば、長崎版は論拠が長い場合には省略される傾向にあると言える。日本においては論拠となる著作は必ずしも確認できるわけではないので、論拠は必要ないとみなされ、省略されたのであろう。あるいは、イエズス会は、『ラティオ・ストゥディオールム』において、良心問題の手引書は論拠の提示を二、三に留めるべきであり、論拠を積み上げてはならないとしているので、³⁷ それが遵守されたことも考えられる。

次に、サーの『聴罪司祭のための倫理提要』の内容を分析する。

内容はヴァリニャーノによる日本の良心問題の諮問と比較することによって論点が明確になると考えられる。一五九二年、ヴァリニャーノは、第二次日本巡察の際、日本の良心問題をヨーロッパの諸大学に諮問した。スペイン出身のヒル・デ・ラ・マタがプロクラドルとして、コインブラ、エヴォラ、アルカラ、サラマンカなどの諸大学の神学者達に諮問した。この諮問に対しては、一五九五年のアルカラ大学のガブリエル・バスケスの回答が現存している。ヴァリニャーノの諮問には、婚姻、^{ウスラ}高利、偶像崇拜と迷信、戦争と殺人などの項目が立てられており、バスケスは、その項目に沿う形で回答している。こうした回答はイエズス会において検討され、総長の

承認を受けたうえで公教会に送られ、枢機卿会議の承認を経たうえでローマ教皇の承認を受けている。こうしてローマ・カトリック教会の正式な方針として日本に送られたのである。イエズス会のヘス・ロペス・ガイ神父がヴァリニャーノの諮問とバスケスの回答をスペイン語に翻訳して紹介している。³⁸

まず、サーの『聴罪司祭のための倫理提要』には「婚姻」項目は存在することを確認しておきたい。布教地における問題かどうかには関係なく、婚姻が重要課題であったことが窺える。同書の「婚姻」項目には、「解決できない婚姻障碍」と「司教が検討して解決できる障碍」が付随している。このうち後者には異宗婚姻について、以下のような記述がある。

第一八、改宗した未信者は、彼ら自身の法律によって婚姻を結ぶのでなければ、人定法によってのみ禁止されている状態になり得る。なぜならば、これらの状態においては名目的に「婚姻を」結ぶことになるからである。「信仰の相違」を見よ。³⁹

婚姻については、改宗したばかりの信者には未信者時の法が適用されるのでなければ異宗婚姻の状態になる。異教徒の婚姻も真の婚姻であるとするのは、一二〇一年にイノケンティウス三世が発布したローマ教皇勅書「ガウデムス章」によって宣言されたことである。⁴⁰

異宗婚姻は、異教世界である布教地においては回避できない問題となっていた。新たな布教地である日本もその例外ではない。末尾の記載は「婚姻」項目の中に見られ、次のように記されている。

第三四、「信仰の相違」…洗礼を受けていなければ婚姻は有効

ではない。婚約は洗礼を受けることを条件として引き続き有効となる。⁴¹

ここでは異教徒の婚姻を問題にしているわけではないので、サーによれば、異宗婚姻は有効ではないことになる。ローマ・カトリック教会において、異宗婚姻は慣例的に禁止されていたことであり、それに対する教会法上の明確な根拠はない。サーは、イエズス会士でありながら海外布教地における婚姻の状況は想定していないかのようである。サーの婚姻に対する理解には、ある種の偏りがあると見えよう。

同書の内容をヴァリニャーノの諮問項目と比較するならば、同書には「高利」の項目は確認できるが、偶像崇拜の項目は存在しない。同書が想定しているのはヨーロッパにおける良心問題の原則が適用されることであり、その場合、異教世界における偶像崇拜の議論は取り上げる必要はないと考えられたのであろう。その一方で、同書には、戦争と殺人についてはそれぞれ項目が立てられている。殺人については、高祖神父が検討しているので本稿においては取り上げない。⁴²戦争については主に正当性が問題にされ、簡略に記されている。戦争に参加する兵士の行動の是非が議論されていることは少なくとも、ヴァリニャーノの諮問とは全体的に性質を異にしている。長崎版という日本において印刷された版が存在するにもかかわらず、同書はヴァリニャーノが議論したような日本の良心問題決疑論には対応できていないのである。

サーの手引書はアスピルクエタの著作よりも各項目の記述が短い。アスピルクエタは経済倫理に精通しており、ところどころに言及が見られるが、サーは高利の項目を設けつつも、それほど言及し

ていない。サーの改訂版はアスピルクエタの手引書よりも版を重ねており、書籍としての寿命が長かったようである。

一六一六年に作成されたマカオ・コレジオの蔵書目録には、ナバール博士、即ちアスピルクエタの著作が所蔵されていたことが確認できる。⁴³しかしながら、サーの『聴罪司祭のための倫理提要』は同目録には見られない。マカオにおいては、コレジオ所蔵の書籍が全体のほとんどを占めているが、マカオ・コレジオの蔵書目録が作成された時点ですでに散逸してしまった書籍が少なくない。教会の書籍は集積と散逸が繰り返されたと考えられている。「北堂文庫」目録にはサーの長崎版および一五九七年刊のアントワープ版が確認できるとはいえ、アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』が見られないことから散逸してしまった可能性が考えられる。

一五九三年、巡察師ヴァリニャーノの要請を受けて、日本準管区長ペドロ・ゴメスは、「日本人イエズス会士のためのカトリック教理要綱」(「講義要綱」)を纏めた。⁴⁴同書は日本向けの神学を説明するために、日本のコレジオの教科書として作成されたものである。その一方で、同書はトマス神学を日本向けに説いた入門書に過ぎず、基礎神学の研究などではなかった。そのため、イエズス会の教育機関においては、同書の教育は良心問題より以前に教育された。⁴⁵良心問題決疑論は、ゴメスの「講義要綱」の解説よりも高度なものとされたので、同書は良心問題決疑論よりも先に教授され、かつ良心問題決疑論の未履修者にも教授されていたことから良心問題決疑論の初歩を部分的に包含するものとなっていた。同書には、ヴァリニャーノの良心問題の諮問において筆頭に挙げられている婚姻項目が存在しない。婚姻については、十戒を取り上げた際に姦淫条と関連してわずかに言及しているに過ぎない。ゴメスの「講義要綱」は複数の

場面で良心問題に言及しているとはいえ、実際には良心問題の重要項目である婚姻問題が取り上げられず、悔悛の秘蹟における良心問題に完全には対応していないのである。

一六世紀後半にイベリア半島において良心問題の手引書は最盛期を迎えたが、一七世紀に入るとその流行が衰退していく兆候を示している。悔悛の秘蹟が「ゆるし」を与えることを重視する方向に進んだことがその要因であると考えられるが、それ以外に手引書の形態が変化したこともある。アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』は、本来は聴罪司祭が良心問題の手引書として悔悛の秘蹟に使用する実用書であったが、やがてアスピルクエタの高利の徴収の問題などを扱った経済倫理に関する論文などが増補され、当該書籍が神学書のように肥大化していった。聴罪司祭が悔悛の秘蹟に使用するための実用書として誕生した書籍が神学書のようにになると、秘蹟における実際の利用からは乖離していったと考えられる。

一七世紀に入ると、スペイン出身のイエズス会士フアン・アソールの『倫理神学』全三巻(ローマ、一六〇〇・〇六・一一年)⁴⁶が登場したことも良心問題の手引書の衰退に影響を与えたと考えられる。アソールは、かつてバスケスによる日本の良心問題決疑論の回答を審査した神学者であった。当時、カトリック教会においてはアソールの著作がトマスの倫理神学の解説書の決定版とされ、倫理神学の問題はすべて同書の記述に譲ることになったものと考えられる。アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』は、初期の版の規定が第五ラテラノ公会議の教令を基礎とするものであったが、その後が開催されたトリエント公会議の教令に合わせるべく、一部の内容が改訂されて出版された。⁴⁷しかし、一七世紀半ば以降、同書は時代の流れに追いつけず使用されなくなったのである。

アスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』は、一七世紀の中国においては頻繁に使用された形跡がない。艾儒略『滌罪正規』四巻が良心問題について述べているが、良心問題の事例集または手引書の役割を果たすものではなかった。艾儒略とは、イエズス会のジュリオ・アレニの漢名である。同書は聴罪司祭の手引書として使用するには大きく不便なうえに、良心問題決疑論を説明するものではなかった。漢文で執筆されたことは中国人の司牧に利用可能であったことを意味する。日本においては、アスピルクエタの著作とマヌエル・デ・サアの改訂版がラテン語で印刷されたが、中国においては同様のものが漢文で作成されることはなかった。中国において『滌罪正規』以降に良心問題の事例集が発達することはなかったのである。⁴⁸一七世紀以降の中国における良心問題決疑論の衰退は、ヨーロッパにおける衰退と軌を一にするものであったと考えられる。

五、むすび

以上、述べてきたことを纏めておきたい。

マルティン・デ・アスピルクエタ『聴罪司祭と悔悛者の手引書』(天草、一五九七年)がラテン語のまま印刷されたように、キリシタン版のラテン語書籍の基本方針はヨーロッパの版と同一のものを印刷することであったと考えられる。マヌエル・デ・サアの『聴罪司祭のための倫理提要』(長崎、一六〇三年)はイエズス会士が作成したアスピルクエタの手引書の改訂縮約版であると考えられる。同書の長崎版からはキリシタン版を作成する基本方針がヨーロッパ版と同一のものを作成することであったことは、同版がそれ以前の版と同一内容であることによっても確認できる。

イエズス会はマヌエル・デ・サアの『聴罪司祭のための倫理提要』を良心問題の手引書として重視しており、日本においても使用していた。同書は一五九五年刊のヴェネチア版を初版とする。一六〇〇年刊のマドリッド版を底本として、一六〇三年には長崎において印刷された。日本司教ルイス・デ・セルケイラが長崎版の印刷を主導したと考えられるが、日本においてそれ以後に利用が拡大した形跡は確認できない。一六〇三年にローマ・カトリック教会が同書を禁書に指定したからであると考えられるが、禁書処分に対応するための改訂新版については内容に大きな変化は見られない。同書は一五九二年の巡察師ヴァリニャーノによる日本の良心問題の諮問と内容がそぐわないことが指摘できる。

サアの『聴罪司祭のための倫理提要』はアスピルクエタの『聴罪司祭と悔悛者の手引書』の改訂版としての性格があると考えられるにもかかわらず、取り扱う内容が必ずしも一致しない。例えば、「婚姻」項目については、アスピルクエタの手引書と比較するならば不完全な点が目立つ。一五九二年のヴァリニャーノの諮問と比較しても有用であるとは言えない。サアの改訂版は具体性に乏しく、その点では悔悛の秘蹟において「金言」を述べるための手引書であったと考えられる。⁴⁹サアの著作はローマ・カトリック教会において禁書に指定されたが、解除後はアスピルクエタの手引書よりも書籍として若干長く寿命を保っている。これはアスピルクエタ原版が神学書に変化していったことも一因であると考えられる。中国においてもサアの改訂版が利用された形跡はあるが、日本ほどには利用されなかった。一七世紀には良心問題決疑論それ自体が衰退しており、それにともなってサアの著作も使われなくなったと考えられる。

(慶應義塾大学文学部教授)

注

- ¹ キリシタン時代における良心問題の概略については以下を参照されたい。高瀬弘一郎『キリシタン時代の文化と諸相』（八木書店、二〇〇一年）、浅見雅一『キリシタン時代の良心問題——インド・日本・中国における「倫理」の足跡』（慶應義塾大学出版会、二〇二二年）。
- ² Lazarist Mission, *Catalogue of the Pei-Tang Library*, Peking, Lazarist Mission Press, 1949. 同書は北京・国家図書館出版社より影印版が再刊された。二〇一〇年に中国国家図書館と東京の雄松堂出版が共同で長崎版の影印版を出版した。
- ³ 右記の影印版には高祖敏明「聴罪司祭のための倫理提要解説」が付されている。
- ⁴ 上智学院・独逸ヘルデル書肆共編『カトリック大辞典』Ⅰ（富山房、一九四〇年）。
- ⁵ Antonio Palau y Dulcet, ed., *Manual del Libro Hispano-Americano*, I, 2nda ed., Barcelona, 1948, pp. 609-14.
- ⁶ 前註のパラウ・イ・ドゥルセット氏の書誌には、一五五七年にサラマンカ版が出版されたとあり、それが初版のように見られるが、実際には五六年版が存在する。
- ⁷ 同書の正確な書名は『聴罪司祭と悔悛者の手引書』であるが、同書は良心問題の手引書は聴罪司祭のためのものであって、悔悛者のためのものではない。また、ラテン語版は、『聴罪司祭と悔悛者の手引書、即ち摘要』とされているが、ポルトガル語版やスペイン語版とは書名の区別はされていない。
- ⁸ Martin de Azpilcueta, *Enchiridion sive manuale confessoriorum et poenitentium* Lygdvni, 1574. *Manual de confesores & penitentes*, Coimbra, 1552.
- ⁹ Joseph Wicki, S. J., ed., *Documenta Indica*, XVII, Romae, 1988, Doc. 20, pp. 76-77.
- ¹⁰ 豊島正之編『キリシタンと出版』（八木書店、二〇一三年）には、同書の天草版の二点の写真が収録されている。天草版については撮影未了といふこともあつてデータが完全には公開されておらず、まだ十分な調査がなされていない。
- ¹¹ Esteban de Avila, S. J., *Compendium Summae seu Manualis Doct. Navarri in ordinem alphabeti redactum, sententiasque omnes succincte Complectens*, Lygdvni, 1609. *Compendio e sumario de confessores, tirado de toda a substancia do Manual*, Coimbra, 1567.
- ¹² Carlos Sommervogel, S. J., *Bibliothèque de la Compagnie de Jésus*, 12 vols. Paris, 1890-1960.
- ¹³ Silvestre Prietas Mazzolini, O. P., *Summa Summarum, quae Sylvestrina dicitur*, Roma, 1516.
- ¹⁴ こうした経緯については、浅見前掲Ⅰ『キリシタン時代の良心問題』を参照のこと。
- ¹⁵ 幸田成友氏は、同書名をその内容から『金言集』と訳しており、現在でもその呼称が踏襲されることがある（『幸田成友著作集』第四巻、中央公論社、一九七二年）。
- ¹⁶ Carlos Sommervogel, S. J., *Bibliothèque de la Compagnie de Jésus*, Bibliographie VII, Bruxelles & Paris, 1896, cc. 349-354.
- ¹⁷ Emanuele Sa, S. J., *Aphorismi Confessariorum ex Doctorum sententiis collecti*, In Collegio Iaponico, 1603. フヌエル・デ・サ

『諸神学者の著作から抜粋した聴罪司祭のための倫理原則』（日本のロベジオ、一六〇三年）。

¹⁸ Henri Bernard, S. J., "Deux Trouvailles Bibliographiques en Extrême Orient," *Archivum Historicum Societatis Iesu*, V-2, 1936.

¹⁹ ヨハネス・ラウレス「北平北堂図書館発見の日本耶穌会出版にかゝる七冊」（『歴史地理』第七〇巻第四号、一九三七年）。

²⁰ Mission Catholique des Lazaristes a Peking, *Catalogue de la Bibliothèque du Pé-tang*, Reprinted. Peking, Imprimerie des Lazaristes, 1949, cc. 777, No. 2642.

²¹ 一九六七年の時点でも、北堂文庫が当時の北京図書館に所蔵されていたことを J. S. Cummins, "Present Location of the Pei-tang Library," *Monumenta Nipponica*, XXII, 3-4, 1967. (*Jesuit and Friar in the Spanish Expansion to the East*, London, 1986.)

²² 高祖前掲3「聴罪司祭のための倫理提要解説」三二頁。
²³ 前掲22。

²⁴ *Index Generalis Librorum Prohibitorum*, Romae, 1627, S/N. SA 項目、頁番号など。

²⁵ *Index Librorum Prohibitorum, Innocenti XI, Pontificis Maximi Iussu editus*, Romae, 1683, p.88.

²⁶ *Index Librorum Prohibitorum, Innocenti, Romae*, 1758, p.215.

²⁷ 一六二〇年のリヨン版の冒頭には、前年三月一七日付の出版許可状が収録されている。

²⁸ Antonio Palau y Dulcet, ed., *Manual del librero Hispánico-*

Americano, 2da. ed., XVIII, Barcelona, 1966, pp. 180-181.

²⁹ Carlos Sommervogel, S. J., op. cit., cc. 349-354.

³⁰ 高祖神父は、ネット上から初版出版後二〇年で五六種類が確認できるとしている（高祖前掲3、一二頁）。本稿作成時には、そのような確認できなかった。

³¹ Carlos Sommervogel, op. cit. フランス国立図書館には、一六〇一年刊のパリ版と目録には見られない一六二〇年刊のリヨン版が所蔵されている。なお、フランス語版は未確認である。

³² 浅見前掲1『キリシタン時代の良心問題』第八章。

³³ 高祖前掲3「聴罪司祭のための倫理提要解説」一二・一三頁。

³⁴ Sa, *Aphorismi*, In Collegio Japonico (Nagasaki), 1603, Licentia.

³⁵ Biblioteca Nacional de España, R/40811. 同版はデジタル化されており、ネット上で閲覧が可能である (<https://bdh.bne.es/bnesearch/detalle/bdh0000304803>) (二〇一四年十二月一九日現在)。一六〇〇年刊のマドリッド版については、これまでに調査した限りでは、スペイン国立図書館所蔵本が孤本である可能性が高い。

³⁶ 高祖前掲3「聴罪司祭のための倫理提要解説」三二頁。

³⁷ Lukacs, *Monumenta Paedagogica Societatis Iesu*, V, p. 395.

³⁸ Jesús López-Gay, S. J., "Un documento inédito del P. G. Vazquez (1549-1604) sobre los Problemas Morales del Japón," *Monumenta Nipponica*, XVI, 1960-61. ユーリニャーノの諮問と

バスケスの回答における婚姻項目の翻訳と分析については、以下がある。安廷苑『キリシタン時代の婚姻問題』（教文館、二〇一二年）。史料部分の翻訳については、以下がある。川村信

三訳「日本の倫理上の諸問題について」（上智大学中世思想研究所編『中世思想原典集成 第二〇巻 近世のスコラ学』平凡社、二〇〇〇年）所収。

³⁹ Emanuele Sa. S. J., *Aphorismi Confessarium ex Doctorum sententis collecti*, In Collegio Iaponico, 1603, f. 147r.

⁴⁰ デンツインガー・シェーンメッツァー（A・ジンマーマン監修、浜寛五郎訳）『カトリック教会文書資料集——信経および信仰と道徳に関する定義集（改訂版）』（エンデルレ書店、二〇〇二年）一七八頁。

⁴¹ Emanuele Sa. op. cit., f. 148v.

⁴² 高祖前掲3「聴罪司祭のための倫理提要解説」一六〇一九頁。

⁴³ 高祖前掲1『キリシタン時代の文化と諸相』五三二・三三頁。

⁴⁴ 同書については、以下の論文に詳しい。ウセレル・アントニ「日本語訳におけるアリストテレスとトマス・アクィナス——ペドロ・ゴメスの『イエズス会日本コレジヨの講義要綱』（二五九三・九五）」（桑原直己・島村絵里子編『イエズス会教育の歴史と対話——キリシタン時代から現代に至る挑戦』（知泉書館、二〇二〇年）所収）。第一部・第二部の翻訳および日本語稿本については以下がある。尾原悟編著『イエズス会日本コレジヨの講義要綱』全三卷（教文館、一九九七・九八・九九年）。

⁴⁵ 高瀬弘一郎『キリシタン時代のコレジオ』（八木書店、二〇一七年）第五章。

⁴⁶ Juan Azor, S. J., *Institutiones Morales*, 3 vols., Romae, 1600, 06, 11.

⁴⁷ Martin de Azpilcueta, *Capitulo veynte y ocho de las Adiciones*

del Manual de Confessores, Zaragoza, 1570.

⁴⁸ 浅見前掲1『キリシタン時代の良心問題』第一章。

⁴⁹ 高祖前掲3「聴罪司祭のための倫理提要解説」六頁。